

私たちの暮らしと資源・ごみ

1 港区の資源・ごみ

港区では、大規模集合住宅の建設などによる人口の増加が続いており、事業活動も活発であることから、多量のごみが排出されています。ごみの減量を進めていくためには、ごみの発生抑制や、分別の徹底によるリサイクルの推進が欠かせません。

区では、区民の皆さんが出した粗大ごみや不燃ごみから、再生利用可能な金属類を手作業で選別・回収しています。

また、区の施設では、貴重な金属が含まれている携帯電話やゲーム機のほか、古着、廃食用油、さらには有毒な水銀を安全に再資源化できるように蛍光灯を回収し、リユース(再使用)やリサイクル(再生利用)しています。

このほか、生産者や販売者等の事業者及び消費者に対して、ごみになるものを作らないリデュース(発生抑制)を呼びかけ、これら3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組を推進し、限りある資源を循環させて環境への負荷を軽減する循環型社会の実現を目指しています。

資源・ごみの分け方・出し方

港区の資源・ごみは、次の5種類に分けられます。ルールを守り適正な分別にご協力ください。

資源	びん(飲食用) かん(飲食用) ペットボトル	キャップとラベルは、はずしてください。	新聞紙	段ボール	紙パック	雑誌	その他再生可能紙
	 <p>※はずしたキャップとラベルは資源プラスチックです。</p> <p>すすいで出してください。</p> <p>すすぎ、つぶしてください。</p>	 <p>チラシは新聞紙にはさんでください。</p>	 <p>必ずたたんでください。</p>	 <p>裏が白いものに限りです。</p>	 <p>※雑誌、ハガキ、菓子箱等はクリップ等はできません。けはずしてください。</p>		
	 <p>びん かん</p>	 <p>ペットボトル</p>					

(品目別にひもではばってください。その他再生可能紙は紙袋に入れて出すこともできます。)

プラマーク  を目安に分別してください。



フィルム・袋 ペットボトルのキャップ カップ・パック類 弁当容器

粗大ごみ

- 事前申込制(有料)
- 粗大ごみ受付センター(☎5296-7000)に申込み後、港区の有料粗大ごみ処理券を貼って出してください。
- 一辺がおおむね30cm以上のもの



※直接持ち込みもできます。

※資源プラスチック・可燃ごみ・不燃ごみの出し方
→ふた付きの容器または中身の見える袋に入れて出してください。

可燃ごみ



生ごみ 水をよく切ってから出してください。

衣類・紙おむつなど おむつの排せつ物はトイレに流して出してください。

ゴム・皮革製品

廃食用油 紙等に染み込ませるか、固めてから出してください。

少量の枝 (30cm未満)

CD・ビデオテープ等

不燃ごみ



陶磁器・ガラス類 はさみ・刃物 金属製品

割れ物・刃物等は新聞紙等に包み(電球等は購入時のケースに入れて)、「キケン」と表記して、他の不燃ごみとは別にして出してください。

中身を空にして「キケン」と表記して、他の不燃ごみとは別にして出してください。

カセットボンベ・スプレー缶・ライター

港区では、平成20年10月からすべてのプラスチックを「資源プラスチック」として回収し、リサイクルしています。

資源プラスチックとは？

「容器包装リサイクル法」において分別の対象となっているプラスチック製容器包装と、それ以外の製品プラスチックを合わせて「資源プラスチック」としています。

プラスチック製容器包装

(ペットボトルのラベル、弁当の容器など)
※プラマーク  が分別の目安です。

+

製品プラスチック

(CDケース、プラスチック製のおもちゃなど)

||

資源プラスチック

Point

● 二酸化炭素の削減効果 ●

区が実施しているプラスチックのリサイクルは、サーマルリサイクル(廃プラスチックを燃やしてエネルギーを回収する)をした場合に比べて二酸化炭素の排出量が約8割少ない(平成21年度上半期ベース)ことが明らかになっています。

出展「資源プラスチック回収及び再商品化に伴う環境負荷調査」結果より

資源プラスチックの出し方

食べ残し等、プラスチック以外の物質が付いているものは、資源プラスチックに出すことはできません。古布でふき取るか残り水ですすいでから出してください。

洗い方・出し方の例

指で触って汚れが付かない程度なら、資源プラスチックに出すことができます。



種類を問わず、すべて同じ袋に入れて出してください。ごみ袋の中でさらに小袋で小分けにしないでください。

プラスチックがリサイクルされるまで

分別・排出

汚れを取り除いたプラスチックを、中身の見える袋に入れて、回収日の午前8時まで(特別地域は午前7時30分まで)に集積所に出します。

回収

家庭から集積所に出された資源プラスチックを区が回収します。

中間処理

集積所から回収した資源プラスチックの中から、資源にならないものを取り除いたり、資源プラスチックを運びやすいように固めたりします。平成24年4月から「港資源化センター」で中間処理をしています。

再商品化(リサイクル)

皆さんが分別して出した資源プラスチックが、民間施設で新しい製品に生まれ変わります。



再商品化施設

再生品の例



セーター(アクリル繊維)



園芸用肥料



リュックサック(ナイロン繊維)



テールランプ樹脂

正しく分別されていないものは、左の写真のように警告シールを貼り、集積所に残します。再度分別して、次の回収日に出してください。



回収の様子



▲港区リサイクルキャラクター エコル



手作業で選別している様子



選別された不適物

回収した資源プラスチックの中には様々な不適物が含まれています。分別にご協力ください。



固められた資源プラスチック

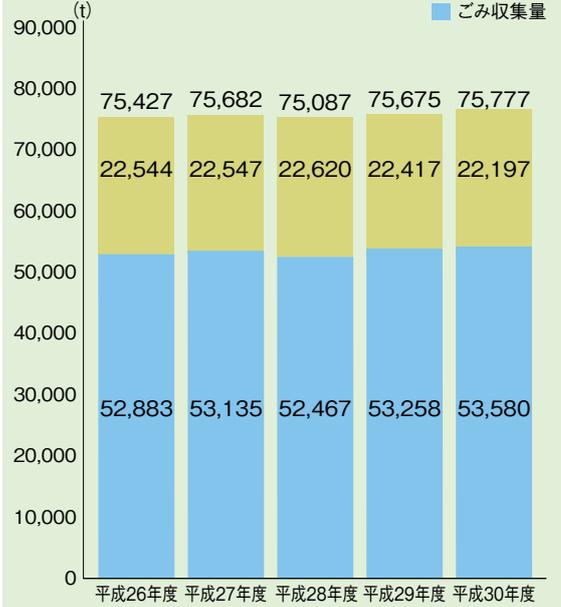
港区の資源回収量・ごみ収集量

データからどんなことがわかりますか？

(単位:t)

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
資源回収量	資源回収	22,544	22,547	22,620	22,417	22,197	
	内訳	資源プラスチック	2,608	2,664	2,569	2,527	2,611
		ペットボトル	1,160	1,071	1,080	1,156	1,217
		びん・缶	4,246	4,392	4,372	4,286	4,219
		古紙	7,580	7,501	7,174	7,083	6,874
		不燃ごみ・粗大ごみ中の金属製品等	584	743	1,218	1,285	1,353
	その他	23	55	53	61	70	
	集団回収	古紙	5,933	5,663	5,646	5,485	5,311
		布類	33	43	46	48	45
		金属類	151	174	203	218	223
びん類		63	65	52	65	66	
その他		163	176	207	203	207	
ごみ収集量	ごみ収集	52,883	53,135	52,467	53,258	53,580	
	内訳	可燃ごみ	46,993	47,185	47,199	47,943	48,142
		不燃ごみ(資源化量を除く)	1,780	1,620	1,491	1,500	1,530
		管路収集	2,204	2,273	2,236	2,303	2,283
		粗大ごみ(資源化量を除く)	1,906	2,058	1,540	1,512	1,624

港区の資源回収量・ごみ収集量



※内訳ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

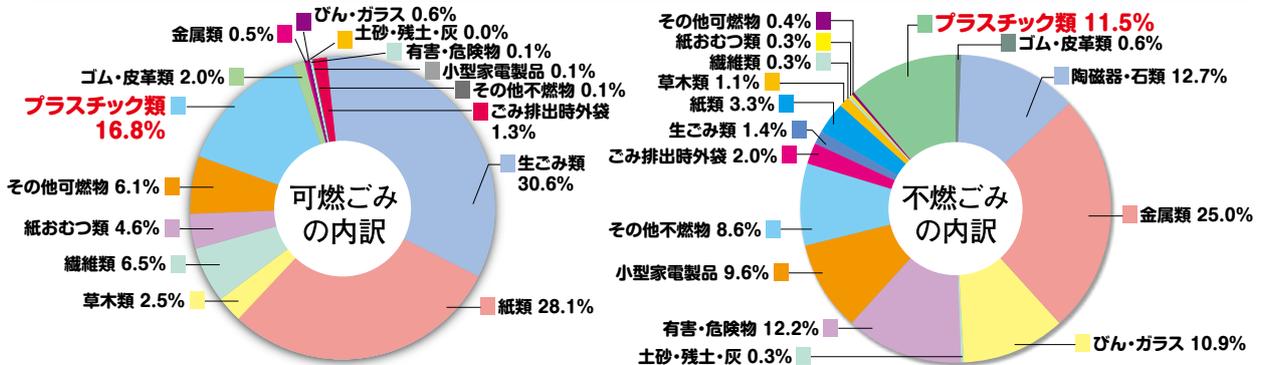
※管路収集とは、地下の専用輸送管から空気圧で搬送・収集する方法で、台場地区で実施されています。

※平成24年度から、区が収集した不燃ごみ・粗大ごみの中から、金属製品等を各中継所で選別し、資源として回収(ピックアップ回収)しています。

※平成28年度から、区が収集した粗大ごみの中から、木材を回収(ピックアップ回収)しています。

Point

まだまだ資源が捨てられています！



出展:「港区ごみ排出実態調査報告書(平成30年度)」より

※端数処理の関係で合計が100%にならないことがあります。
※0.0と表示されている品目についても、割合としてはわずかに含まれます。

可燃ごみや不燃ごみの中にはリサイクル可能なプラスチックがたくさん含まれています！

プラスチックはどのくらい捨てられているの？

(例) 港区で1年間に収集される可燃ごみは約50,000トン、不燃ごみは約1,500トンになります。(平成30年度 港区の資源・ごみ量)

⇒これを円グラフの数値にかけてみると…

◎可燃ごみに混ざっているプラスチックの量
50,000トン×16.8%≒8,400トン

◎不燃ごみに混ざっているプラスチックの量
1,500トン×11.5%≒170トン

港区では1年間に約**8,570トン**ものプラスチックを捨てていることになりました！正しい分別でまだまだごみは減らせます。

※平成30年度調査結果(円グラフの数値)より算出しているため、実際とは異なる場合があります。

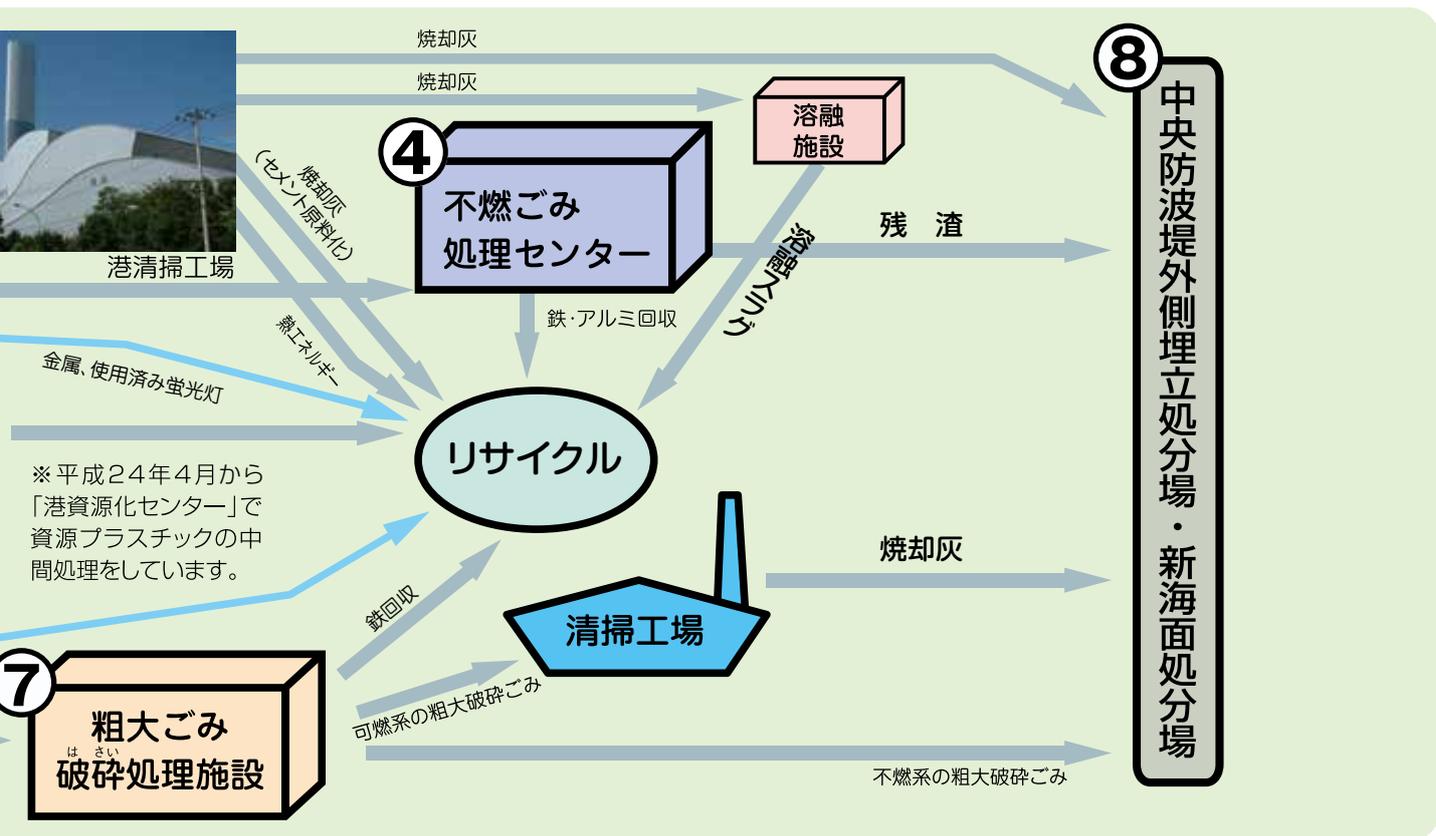


こんなにたくさんのプラスチックが捨てられているんだね！



500mlのペットボトル
約**3億5千7百万本**

※1本あたり24gで計算



〈粗大ごみ〉

⑥新堀粗大ごみ中継所

収集した粗大ごみはここで大型プレス車に積み替えて⑦粗大ごみ破碎処理施設へ運びます。積み替えの際に金属系粗大ごみ(家電製品、金属製品等)、木製粗大ごみを回収し、リサイクルしています。

⑦粗大ごみ破碎処理施設

粗大ごみを細かく砕いて体積を小さくします。燃えるものは清掃工場に運び、再利用できる鉄等はリサイクルします。

最終処分⑧

中間処理されたごみは、東京湾の「中央防波堤外側埋立処分場」・「新海面処分場」に埋め立てられています。現在の処分場には限界があります。少しでも長く処分場を使うために、ごみを減量することは、私たちの重要な役割となります。

Point

施設を見学することができます!(申込・問い合わせは下記まで)

- 港清掃工場 団体見学(10名以上)、直接港清掃工場まで。
個人見学(9名以下)、毎月個人見学の日を設けています。
詳細は港清掃工場まで。 電話 5479-5300
- 港資源化センター 団体見学のみ(原則10名以上)。
詳細はみなとリサイクル清掃事務所まで。 電話 3450-8025
- 埋立処分場 (公財)東京都環境公社 電話 3570-2230

資源・ごみはなぜ、分別するの？

不用になって廃棄される物の中には、資源としてリサイクルできるものがたくさん含まれています。それらをリサイクルするためには、材質などによって正しく分別することが重要です。また、リサイクルに適さないものは、その性質によって、可燃ごみや不燃ごみとして、燃やしたり砕いたり、最も適切な方法で中間処理した後、最終処分します。可燃ごみは、焼却の際の熱エネルギーを利用して発電を行い、焼却後の灰は、スラグという人工の砂や、セメントの原料にリサイクルしています。

これらの処理を効率的に行うためには、正しい分別が重要です。プラスチックなどリサイクルできるものはルールを守り、正しく分別してください。ご協力をお願いします。

資源プラスチック ●食べ残し等の汚れを落としてから出してください。なお、汚れの落とせないプラスチックはリサイクルできませんので、可燃ごみとして出してください。

資源 ●古紙はクリップや金具をできるだけはずしてください。
●ビニールコート紙、感熱紙、ノンカーボン紙等は、古紙としてリサイクルできないので、可燃ごみとして出してください。窓付き封筒は、窓の素材が紙であればそのまま資源に、紙以外であればその部分を切り取ってから資源として出してください。
●ペットボトルは、キャップとラベルをはずし回収ネットや中身の見える袋に入れてください。はずしたキャップとラベルは資源プラスチックとして出してください。
●飲食用のびん・かんは、残り水等ですすいで黄と青のコンテナへ直接入れてください。びんのキャップははずしてください。
●飲み残しやごみ、吸い殻の入ったびん・かん・ペットボトルは、そのままではリサイクルできません。内容物を適切に廃棄し、残り水等で軽くすすいでから、出してください。

可燃ごみ ●生ごみは水分をよく切って出してください。水分が多いと悪臭が発生したり、集積所が汚れる原因となります。

●竹串は、先端を紙などで覆って出してください。

不燃ごみ ●包丁や電球、割れた食器などは、新聞紙等に包み袋に「キケン」と表記して出してください。袋が破れたり、収集員が怪我をする原因となります。

●スプレー缶やカセットボンベ、ライターなどは、必ず中身を使い切ってから出してください。袋に「キケン」と表記して、他の不燃ごみと別の袋で出してください。清掃車の火災の原因となります。



清掃車の火災が発生しています！

充電式バッテリー・ボタン電池やスプレー缶等の可燃性ガスは、清掃車の火災の原因となります。

●充電式バッテリーやボタン電池

ごみとして出すことはできません。販売店にお持ちください。

●スプレー缶・カセットボンベ・ライター

中身を使い切ってから、他のごみとは別の袋に入れ、「キケン」や「スプレー缶」とごみ袋に表記(貼り紙)して不燃ごみに出してください。

※スプレー缶等に穴を開ける必要はありません。

中身を使い切れない場合は、みなとリサイクル清掃事務所にご相談ください。



みなとリサイクル清掃事務所 電話 3450-8025

2 ごみを減らすために

3つのR

現代を生きる私たちには、未来の地球のために「循環型社会」を実現していくことが求められています。循環型社会とは、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という社会のしくみを見直し、限りある資源を循環させ、廃棄物の発生を抑制して環境への負荷を軽減する社会のことです。この「循環型社会」を実現するためのキーワードが「3R（さんアール）」です。

3R そのⅠ…リデュース（Reduce）「ごみの発生抑制」

3Rの中で、最も大切なことがリデュースです。リユースやリサイクルの前に、まずは、毎日の生活の中でごみを出さない工夫をすることが一番重要です。リデュースの簡単な方法には「必要な分だけ買う、簡易包装のものを選ぶ」があります。

リデュースのポイント

- ★必要なものを必要な分だけ買いましょう。
- ★買い物にはマイバッグを利用し、レジ袋は断りましょう。
- ★簡易包装のものを選びましょう。
- ★食品の買いすぎ、食事の食べ残しを無くして、生ごみを減らしましょう。



3R そのⅡ…リユース（Reuse）「再使用」

リデュースの次に大切なことがリユースです。リユースとは、ものを使い捨てにせず、工夫して繰り返し使うことです。洗って何度も繰り返し使用できる牛乳やビールなどのびんは、リユースの優等生です！

リユースのポイント

- ★まだ使えるけど不用になった物は、兄弟姉妹や友人・知人などにゆずったり、フリーマーケットやリサイクルショップ、家具のリサイクル展（P48参照）などを利用したりして他の人に使ってもらいましょう。
- ★洗剤やシャンプーなどは、詰め替え用の商品を選んで、容器を繰り返し使いましょう。



Check

リユース食器をご利用ください！



港区リユースキャラクター
リユース目め

港区では、お祭り等のイベントで使われる紙皿やプラスチックパック等のワンウェイ容器ごみを減らすため、洗って繰り返し使えるリユース食器を貸し出しています。また、独自でレンタルした場合を対象にレンタルに係る費用の一部を補助しています。各事業の詳細は、区ホームページをご覧ください。かみなとリサイクル清掃事務所にお問い合わせください。



かみなとリサイクル清掃事務所 電話3450-8025

Check

家具のリサイクル展を開催中です！

港区では家庭で不用になった良質な木製家具等を査定の上、状態が良いものについては無料で引き取っています。粗大ごみに出す前に家具のリサイクル展を利用してみませんか？引き取った家具は、家具のリユース(再使用)を推進するため、家具のリサイクル展を通年で開催し、安価で販売しています(千円から1万円まで、運搬料は自己負担)。



家具のリサイクル展会場

港資源化センター(港区港南5-7-1)
開催時間:午前9時30分~午後4時30分
(日曜日・毎月第3木曜日、12/28~1/3は休館)

※駐車場はありません。一般車両は立入できませんので、公共交通機関をご利用ください。

※詳しくは、区ホームページをご覧ください。かみなとリサイクル展事務局にお問い合わせください。

港区ホームページ <https://www.city.minato.tokyo.jp/>
家具のリサイクル展事務局 3472-8186

3R そのⅢ…リサイクル (Recycle) 「再生利用」

ごみ減量のための、3つめの手段がリサイクルです。リサイクルは、資源をもう一度原料などにして、再び利用することです。そして、リサイクルして作られた再生品を使用することで、資源のリサイクルの輪が完成します。

リサイクルのポイント

★資源とごみはルールを守り、正しく分別しましょう。 ★再生品を積極的に使いましょう。

再生品購入の
目安となるマーク



エコマーク



グリーンマーク



ペットボトル
リサイクル推奨マーク

★紙パックからはがき、廃油から石けん、端切れからぞうりなど、手を加え、別の物に再生して使用することもリサイクルのひとつです。

Check

使用済み小型家電製品(携帯電話などの回収対象9品目)の拠点回収

不燃ごみで捨てられている携帯電話などの使用済み小型家電製品には、有用金属(金・銀・銅などの貴金属やパラジウムなどのレアメタル)が含まれているものがあります。区では、これらの使用済み小型家電製品を資源として有効活用するため、有用金属のリサイクルを進めています。

回収できるもの (回収対象9品目)



▲使用済み小型家電回収ボックス

使用済み小型家電製品は区有施設13か所に設置してある黄色い回収ボックスに直接投入してください。

※回収ボックスは各総合支所、芝浦港南地区総合支所台場分室、みなとリサイクル清掃事務所、エコプラザ、いきいきプラザ(三田、飯倉、青山、白金台)、芝浦港南区民センターに設置されています(令和2年3月現在)。

- 【注意事項】**
- 携帯電話などの個人情報情報は消去してください。
 - リチウムイオン電池などの電池類も取り除いてください。

※携帯電話などの個人情報情報は施錠や破砕処理などにより適切に管理します。

Check

古着や使用済み蛍光灯、廃食用油の拠点回収を実施しています!

家庭から出された古着、使用済み蛍光灯、廃食用油はリユース(再使用)やリサイクル(再生利用)が可能なることから、資源として拠点回収を行うことで、再資源化の推進、ごみの減量に取り組んでいます。

古着の回収 洗濯された状態で、中身が見える袋に入れて回収ボックスへお持ちください。

○ 回収できるもの

- ・リユースができる衣類全般 ※リユースが前提ですので、再度身に付けることが可能なものに限り。
- ・靴及び靴下(左右揃っているものに限る。)、タオル、和服、帯等。

× 回収できないもの

- ・布団、座布団、カーペット等の敷物
- ・ゴム・ビニール製品、会社の制服、ユニフォーム類、名前の入ったもの
- ・汚れがひどいもの、濡れているもの、ペット用に使用されたもの

使用済み蛍光灯の回収 直管型・円型蛍光灯を、購入した際に入っていた箱、または新聞紙に包んで、割れないように回収ボックスにお持ちください。

廃食用油の回収 廃食用油を常温に冷ましてから、ジョウゴ等を使ってペットボトルなど密閉可能な容器に移し替えて、キャップをしっかり閉めて回収ボックスにお持ちください。

(注)油は食用油に限ります。石油系のオイル等、食用以外のものは絶対に入れないでください。揚カスは入っていても構いません。拠点回収場所は、区ホームページ又は「資源とごみの分別ガイドブック」をご覧ください。

Check



みなとエコショップ認定店

認定ステッカー

ごみの減量・資源化に積極的に取り組む区内の小売店(売り場の延床面積1,000㎡未満)を、「みなとエコショップ」として認定しています。

みなとエコショップでの買い物は「みなとエコチャレンジ(P60参照)」の環境行動ポイントの対象となります。

みなとエコショップ認定店、取組活動等については、区ホームページで紹介しています。また、みなとエコショップ認定店を随時募集しています。

(ホームページ:<https://www.city.minato.tokyo.jp/unei/kurashi/ecoshop/>)

港区3R推進行動会議

区民、事業者、区が協働・連携して、循環型社会の形成に向けた取組を進めるため、平成18年に「港区3R推進行動会議」を設置しました。同会議は区内のごみの減量やリサイクルの推進のため、3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する様々な取組を実施しています。

食品ロス削減の取組

食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる「食品ロス」は、国民一人一日あたり、お茶碗1杯分(約139g)発生しています。区では、区内で発生する「食品ロス」削減のための取組を実施しています。

さんまる いちまる 家庭版30・10運動

毎月30日「冷蔵庫クリーンアップデー」

- 冷蔵庫の中にある、賞味期限や消費期限が近い食材や、傷みやすい野菜・肉類を活用するようにしましょう。

毎月10日「もったいないクッキングデー」

- 普段捨ててしまいがちな、野菜の皮等や余った野菜を使い、別の料理にリメイクしましょう。
- 食材のまとめ買いはできるだけ避け、必要なものを必要な分だけ購入しましょう。
- 食材を使い切る調理法を実践しましょう。
- 食品庫や冷蔵庫の中にある食材を、定期的にチェックしましょう。
- 家庭でパーティーをする際には、食べきれぬ量を作るようにしましょう。



▲港区リデュースキャラクター
だんじろう(断辞郎)

フードドライブ

まだ食べられる「未利用食品」を捨てないでください！食品ロス削減のため、フードドライブをご利用ください。

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集め、食品を必要としている人にフードバンク等を通じて提供する活動です。港区では、フードドライブで集めた食品を、港区生活・就労支援センター、港区子ども食堂ネットワーク及びフードバンクに提供しています。

受付日時 月曜～金曜（祝日を除く）8：30～17：00

■受付場所

各総合支所協働推進課及び芝浦港南地区総合支所台場分室
みなとりサイクル清掃事務所

■集める食品の条件

- 包装や外装が破損していないもの
- 生鮮食品以外のもの
- 未開封のもの
- びん詰でないもの
- 賞味期限の記載があり、2か月以上先のもの（米・塩等を除く）

■次の食品が喜ばれます

米（精米してから2年以内）、パスタ、食用油、調味料（醤油、味噌、砂糖等）、インスタント食品、レトルト食品、缶詰（肉、魚、野菜、果物等）

■その他

- 持ち込みは持参のみで、郵送での受け付けは行いません。
- 区が引き取りに伺うことはできません。

港区食べきり協力店

港区では、飲食店等から出される食品ロスの削減をめざし、「港区食べきり協力店登録制度」を実施しています。

ハーフサイズメニューの導入やごはんの量の調整など食べきれる量の工夫や食品ロスを出さない取組を行っている飲食店等を区が登録しています。

港区食べきり協力店をご利用ください。

⇒ 詳しくは区ホームページ

<https://www.city.minato.tokyo.jp/>をご覧ください。

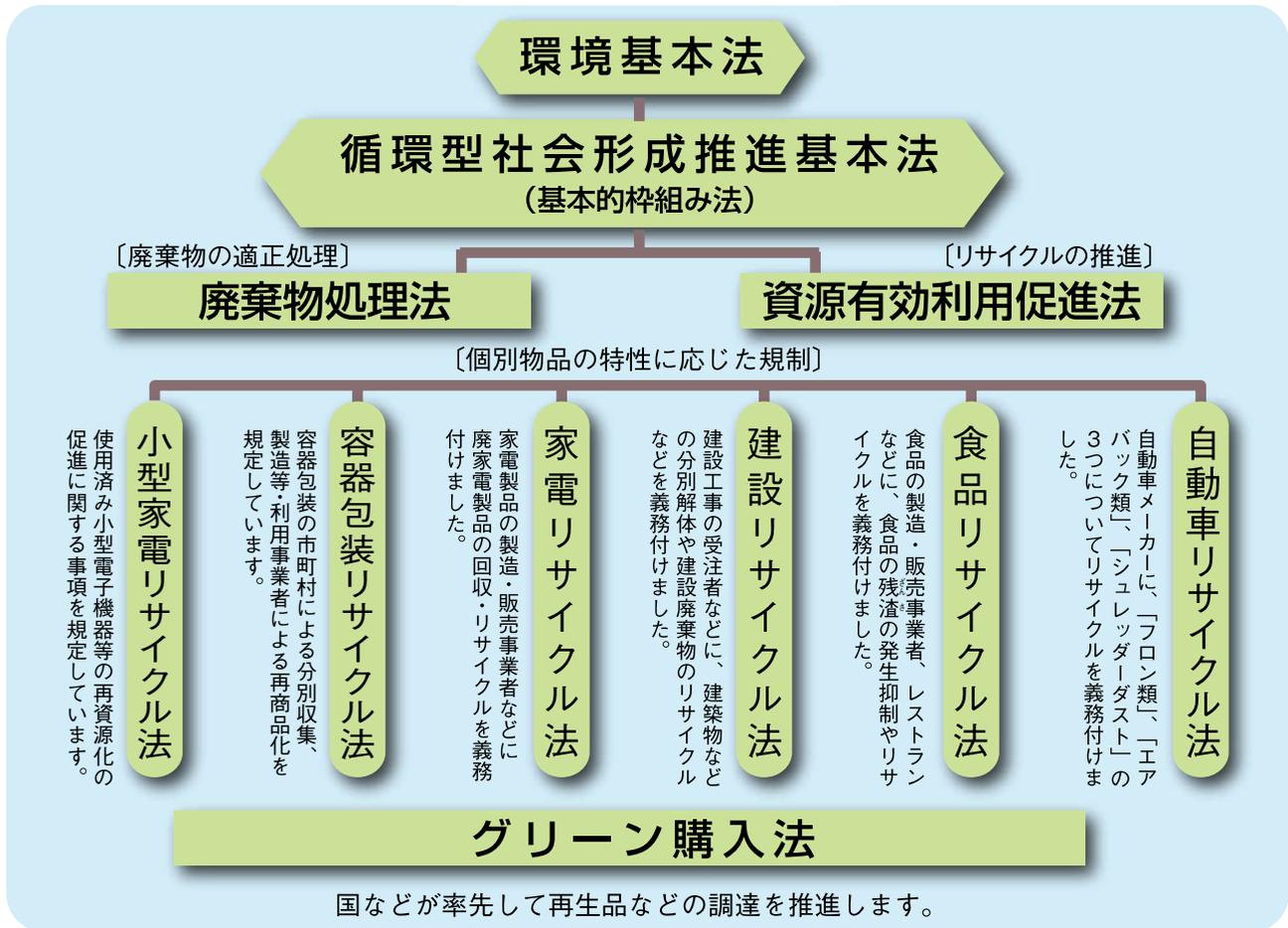


▲食べきり協力店ステッカー

3 循環型社会をめざして

平成12年6月、「循環型社会」に変えていくための法律「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。この法律は、廃棄物対策とリサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するものです。ごみの処理やリサイクルの取組についての優先順位を定めたものですが、やはり「3つのR」を守っていくことが基本となっています。私たちの身近なところから生活を見直し、「循環型社会」を作りましょう。

循環型社会形成推進基本法の概要



区の取組

港区では、ごみの減量と資源回収をより一層推進するため、平成20年10月からプラスチック製容器包装と製品プラスチックを資源として回収しています。また、区民や事業者へごみ減量の啓発事業や指導を行なっています。これにより、ごみの減量、資源の有効利用、最終処分場の延命化に寄与しています。

